

平成25年9月

篠栗町議会第3回定例会

会 議 錄

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月9日(月)～20日(金) 12日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘要
第1日	9	9	月	本会議	午前10時	開会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案等の委員会付託 ・採決
第2日	9	10	火	考案日		
第3日	9	11	水	本会議	午前10時	・一般質問
第4日	9	12	木	条例委員会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	13	金	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	9	14	土	休会		閉会
第7日	9	15	日	休会		閉会
第8日	9	16	月	休会		閉会
第9日	9	17	火	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	18	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第11日	9	19	木	予備日		
第12日	9	20	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉会

平成25年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成25年9月9日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 4番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願の報告

第5, 議案等の委員会付託について

第6, 議案第37号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第7, 議案第38号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案付託表

議案番号	件名	付託委員会
39	篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定について	文教厚生常任委員会
40	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設常任委員会
41	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
42	篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
43	篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生常任委員会
44	平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
45	平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
46	平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
47	平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会
48	平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算特別委員会
49	平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会
50	平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	予算特別委員会
51	平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会
52	平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	予算特別委員会

請願文書表

請願番号	受理年月日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
2	平成25年8月28日	<p>「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願</p> <p>請願の要旨: 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名: (住所)篠栗町大字和田910-175 (氏名)一ノ瀬 治茂</p> <p>紹介議員: 飯田 浩二 村瀬 敬太郎</p>	文教厚生常任委員会

平成25年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成25年9月11日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	4番	横山 久義	議員
2.	2番	飯田 浩二	議員
3.	5番	大楠 英志	議員
4.	11番	後藤 百合子	議員
5.	12番	荒牧 泰範	議員
6.	1番	村瀬 敬太郎	議員

平成25年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成25年9月20日(金)午前10時開議

第1, 議案第39号 篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定について

第2, 議案第40号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

第3, 議案第41号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4, 議案第42号 篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5, 議案第43号 篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6, 議案第44号 平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

第7, 議案第45号 平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第8, 議案第46号 平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第9, 議案第47号 平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10, 議案第48号 平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第11, 議案第49号 平成25年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について

第12, 議案第50号 平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第13, 議案第51号 平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第14, 議案第52号 平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 第15, 選 挙 案 号 糜屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について
第 1 号
- 第16, 請 願 2 号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 第17, 意 見 書 案 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
第 1 号
- 第18, 意 見 書 案 号 道州制導入に断固反対する意見書
第 2 号
- 第19, 発 議 第 4 号 篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第20, 発 議 第 5 号 横山久義議員に対し反省を求める決議
- 第21, 常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件

平成25年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月9日(開会)

平成25年 第3回 定例会 会議録

日時 平成25年9月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	4番	横山 久義
5番	大楠 英志	6番	草場 謙次	7番	阿部 寛治
8番	松田 國守	9番	今泉 正敏	10番	阿高 紀幸
11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範		

欠席議員

3番 今長谷 武和

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、今長谷武和議員が体調不良のため欠席でございますが、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成 25 年第 3 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の所管事務の調査結果は、お手元に配付のとおりでございますので、御一読をお願いします。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において 2 番、飯田浩二議員、4 番、横山久義議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から 9 月 20 日までの 12 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から 9 月 20 日までの 12 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、お手元に配付のとおり、議案第 37 号から議案第 52 号までの計 16 議案と選挙案 1 件、請願 1 件でございます。

それでは、議案第 37 号から議案第 52 号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成 25 年第 3 回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り、まことにありがとうございました。

ことしの猛暑は記録づくめでございました。福岡市では気温 35 度以上の猛暑日

が 30 日間と全国 8 番目を記録し、平均気温 30 度以上の日数は 41 日と、沖縄県石垣島を抜いて全国 1 位の暑さでございました。地球温暖化と言われて久しいとはいえ、ことしのような暑さは勘弁してほしいと思うのが実感でございます。

そうした猛暑と決別するかのように、台風 15 号、17 号と秋雨前線の影響で、8 月 30 日からの 6 日間は大雨洪水警報や大雨警報が続き、4 年前に大きな災害を受けた我が町といたしましては、土砂災害の発生を大変心配いたしました。本日の本会議後の議会全員協議会の中で御報告いたしますが、町内の山間部を中心に大小 16 カ所の土砂崩れや道路の崩壊等が発生し、緊急に復旧作業を開始しているところでございます。

では、議案の説明に入ります前に、6 月議会以降の諸情勢報告をいたしますが、まず、昨日は早朝に、2020 年オリンピック東京開催決定のニュースが飛び込んでまいりました。私も、オリンピック招致を応援していた一人として大変うれしく思っておりますし、7 年後に向かた日本中の盛り上がりに大いに期待するものであります。

昨日、オリンピック開催決定の特別番組が各局で放送されていた中、東京オリンピックの最終聖火ランナー、坂井義則氏のインタビューが大変印象的でございました。聖火ランナーといえば、当時 19 歳だった郡嶋教育長は、八木山から篠栗まで聖火をつないだ方であります。御存じの方も多いと思いますが、坂井氏は、1945 年 8 月 6 日、原子爆弾が広島に投下されたその日に広島県で生まれた方です。彼は、「日本で、東京で再び開催される平和の祭典としてのオリンピックの意義をしつかり考えなければならない」と、力強く語っておられました。

私は、世界平和宣言の町の長として世界平和市長会議の会員となっておりますが、去る 8 月 6 日、初めて広島での平和記念式典に参列いたしました。式典には想像以上に世界各国から多くの方々が参列し、祈りをささげていらっしゃいました。

被曝 2 世の松井一實広島市長は平和宣言の中で、「無差別に罪もない多くの市民の命を奪い、人々の人生をも一変させ、また、終生にわたり心身をさいなみ続ける原爆は非人道兵器のきわみであり、『絶対悪』です。原爆の地獄を知る被爆者は、その『絶対悪』に挑んでいきます」（中略）「世界中の偽政者の皆さん、いつまで疑心暗鬼に陥っているのですか。威嚇によって国の安全を守り続けることができると思っているのですか」と力強く訴えられました。私は、当日の安倍総理大臣の挨拶よりも、日本の一自治体である広島市の松井市長の世界に向けて発信した平和宣言のほうが強烈に印象に残りました。

戦後世代が社会の中心となってきた現在において、戦争のない平和な世界を実現しようとの発信は、我が町篠栗町からもできるはずであります。ぜひ、議会とともに核のない平和な世界の実現に向けた行動を継続して行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、篠栗町災害時の緊急対策工事等に関する協定書の件でございます。

本年議会第2回定例会の諸情勢報告でお話をしておりました「篠栗町災害時の緊急対策工事等に関する協定書」につきましては、町内業者8社と締結する運びとなりました。これは、災害時において町が管理する道路・河川等の緊急対策工事の発注と施工に必要な事務手続のうち、事前にできることを協定として合意いただくことで、広く的確な応急復旧活動を展開できるようにするとともに、平常時から事業者の皆様に、地域防災に資する自主的な活動の協力を願う協定書であります。今後、有効に機能させたいと考えております。

次に、土砂災害警戒区域等の指定についての住民説明会に関する件でございます。

既に、9月の広報ささぐりで御案内しておりますが、10月7日に「土砂災害警戒区域等の指定についての住民説明会」を開催いたします。これは土砂災害防止法の施行に基づき、土砂災害が発生する恐れのある区域を指定して、危険性の周知を行い、警戒避難体制の整備を推進するとともに、危険な開発行為の制限や建築物の構造規制などにより、住民の生命・身体を守ろうとするものであります。

今回、基礎調査が終了したことから、制定予定地内にお住まいの方などを対象に住民説明会を行うもので、福岡県県土整備部から説明を受けることとしております。

さて、さきの総選挙において自公政権が復活し、7月に行われた参議院議員選挙での自公の大勝によって、今後、安定的な政権運営が予測されるところであります。が、8月に開催されました福岡県町村会中央研修での政局展望の講演で、大勝したときからおごりが始まるこれを警戒しなければならないとのお話をありました。国会運営がスムーズにいくと判断する中で、ともすれば、ごり押しと思えるような法案が提出され、実のある審議がなされないままに法案が通過してしまうこともあるかもしれません。多くは基礎自治体である私たちに直結した法案であることから、ぜひアンテナをしっかりと張って、「ならぬものはならぬ」と意見をいい続けるべきであるとのお話をありました。もっともでございます。

アベノミクスの「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢が的確に機能し、国内全体にその効果が広がるように、

私も、そして議会議員の皆様方も、我が国の方針を定める国会運営の状況について、これまで以上に関心を持ち続けなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私の3期目も、早くも1年が経過しようとしております。この4年間で篠栗町の新たな個性を創造するとの思いで行政運営に当たっておりますが、ことし1年はその方向性を定め、幾つか種まきを始めました。残り3年2カ月間の中で形ができ、あるいは方向性がしっかりと見えるように進めてまいりたいと考えております。

「自治」とは、そして「まちづくり」とはと自問を繰り返し、地域の諸課題に対する自治体としての町の対応が間違った方向に踏み外さないように、地域住民の真のニーズをできるだけ迅速機敏に察知し、対応できる自治を目指して進めてまいります。

あわせて、自治概念の限界を取り払うべく、「まちづくりは町ぐるみで行ってこそ成功する」との信念のもとに、町民の皆さん的心に火をつけ、そしてまた、そうした思いの町民の皆様によって町職員の心にも火がつき、その炎が燃え盛っていく、こうした篠栗町にしてまいりたいと考えておりますので、今後とも議会の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから議案についての説明を行います。

本定例会に提案しております議案は、議案第37号から議案第52号までの16議案であります。

議案第37号及び議案第38号の2議案は、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

議案第37号は、現委員の藤井美枝子氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに岡 節子氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号は、現委員の藤 憲作氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに松本秀治氏を選任することについて、同規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第39号は、篠栗町子ども子育て支援会議条例の制定についてであります。

本議案は、子ども子育て支援法が平成24年8月に公布され、平成25年4月1日に一部施行されたことに伴い、市町村に設置することを努力義務とされた合議制機関について条例で定める必要があると判断したため、本条例を制定するものであります。

議案第40号及び議案第41号の2議案は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年4月1日から施行されたことにより、関係政省令の一部が改正され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、金融所得課税の一体化及び個人住民税の年金特別徴収制度の見直しを定めたものであります。

議案第41号は、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の主な内容は、特定公社債等の利子等に係る利子所得を申告分離課税の対象へ追加すること及び株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度を上場株式と一般株式に改組することを定めたものであります。

議案第42号、篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第43号、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は、いずれも地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年4月1日から施行されたことにより、関係政省令の一部が改正され、平成26年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、延滞金に係る特例基準の見直しにより、延滞金の割合を引き下げるものであります。

議案第44号から議案第47号までの4議案は、平成24年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第44号は、平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第45号は、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第46号は、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第47号は、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

以上、4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第48号は、平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金のうち300万円を減債積立金へ積み立てるもの及び平成24年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

議案第49号は、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案は、平成25年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ7億4,822万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億8,153万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成24年度に確定しました繰越金1億7,135万1,000円を増額するほか、主なものといたしまして、国庫支出金433万4,000円を減額、県支出金1,130万9,000円、減債基金繰入金5億円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円を増額補正しております。

また、臨時財政対策債200万9,000円を増額し、借換債を1億630万円減額し、普通交付税9,326万7,000円を増額補正しております。

主な歳出につきましては、まず、総務費におきまして、消防会館外壁工事等1,050万円、篠栗町東側自由通路整備事業に関する委託料644万7,000円、マッピングシステム変更委託料943万5,000円を追加計上しております。

民生費におきましては、天空会館案内板設置工事に90万1,000円、在宅老人福祉費、障害者自立支援事業費、自立支援医療費給付事業費及び児童福祉費の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還額1,655万6,000円を追加計上し、子育て計画アンケート調査等委託料204万6,000円、保育士等待遇改善臨時特例事業補助金454万3,000円、栗の子保育園フェンス設置工事費98万5,000円を追加計上しております。

衛生費におきましては、成人健康推進費、健診事業費の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還額78万7,000円を追加計上しております。

農林水産業費におきましては、青年就農給付金事業費補助金150万円、尾仲町民農園閉鎖に伴う復旧工事費59万9,000円を追加計上しております。

商工費におきましては、まちいちむらいち全国フェア参加に伴う特別旅費53万

2,000円、桐の木谷バイオマス公衆トイレ設計委託料209万7,000円、若杉楽園ポンプ維持補修工事費154万2,000円、観光協会の独立に伴う観光案内所増設工事費840万円を追加計上しております。

土木費におきましては、道路橋梁総務費として、乙大切通線用地購入費854万1,000円、道路改良費として、山手一の瀧線改良工事に伴う用地費・移転補償等に8,353万9,000円、河川維持補修費として、立花井堰補修工事費等に740万円を追加計上しております。

消防費におきましては、退職報償金が確定したため、消防団員退職報償金を75万1,000円減額し、粕屋南部消防本部の分署整備のための粕屋南部消防本部分担金493万1,000円を追加計上しております。

教育費におきましては、行政区から申請のありましたコミュニティ助成事業におきまして、2点の不採択がございましたので、コミュニティ助成事業補助金を380万円減額補正しております。

公債費につきましては、繰上償還を行うため、償還金利子及び割引料5億8,490万4,000円を追加計上しております。

繰出金におきましては、流域関連公共下水道事業特別会計の流域下水道事業債の増額補正に伴い、公共下水道特別会計繰出金400万円を減額補正しております。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の消防緊急デジタル無線の実施計画に係る粕屋南部消防組合分担金、平成24年地方債元利償還金について債務負担行為を行うものであります。

また、地方債の廃止及び補正につきましては、臨時経済対策事業借換債1億630万円を廃止し、臨時財政対策債の借入限度額を4億8,200万9,000円に変更するものであります。

議案第50号は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本議案は、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び平成24年度の国庫金等の精算に伴う返還金の補正により、歳入歳出それぞれ3,752万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億2,625万4,000円とするものであります。

議案第51号は、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案は、平成24年度保険料滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金の補正によ

り、歳入歳出それぞれ 975万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 3億5,854万3,000円とするものであります。

議案第52号は、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

本議案は、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計に歳入歳出それぞれ 19万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 8億7,829万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、町債につきまして、下水道事業債を400万円減額しております。

歳出の主なものは、公債費において、平準化債の借り入れの償還期間を30年から20年に短縮したため、元金を67万2,000万円増額し、利子を47万4,000円減額するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

請願1件を受理しておりますので、事務局より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也君）　報告いたします。

請願2号、受理年月日：平成25年8月28日。件名でございます。少人数学級推進義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。請願者の住所でございます。糟屋郡篠栗町大字和田910の175、請願者の指名でございます、一ノ瀬治茂氏。紹介議員は、飯田浩二議員と村瀬敬太郎議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（今泉正敏君）　日程第5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第37号から議案第52号までの16議案と選挙案1件、請願1件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち議案第37号と議案第38号の2議案は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第39号から議案第43号までの5議案と請願1件につきましては、お手元に配付の議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第44号から議案第48号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第49号から議案第52号までの補正予算については、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、申し合わせにより、決算特別委員会の正・副委員長については、委員長は8番、松田國守議員、副委員長は11番、後藤百合子議員です。

また、予算特別委員会の正・副委員長については、委員長は11番、後藤百合子議員、副委員長は8番、松田國守議員です。

次に、選挙案第1号の糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について

は、本日、本会議終了後の議員全員協議会で協議を行いますので、委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それから最後に、報告2件については、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第6、議案第37号、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を大塚総務課長に求めます。

大塚総務課長。

○総務課長（大塚哲雄君） それでは、説明いたします。

議案第37号

篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号第423条第3項）の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 : 篠栗町大字尾仲655番地2

氏 名 : 岡 節子

生年月日 : 昭和26年5月17日

平成25年9月9日提出

篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現委員の藤井美枝子氏が、平成25年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

履歴・経歴につきましては裏面に掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 参考までに、毎回ここに出てくるこの固定資産評価委員、

例えば、土地家屋調査士の資格を持っているとか、そういうものを有する者が望ましいとか、もしくは持ってなくちゃいかんというようなことは何もないですかね。

○議長（今泉正敏君） 大塚課長。

○総務課長（大塚哲雄君） 一応、地方税法の中の第423条の3項の規定の中に、当該市町村税の納税義務者である者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちからということの項目がありますので、必ずしも有資格者ということの限定ではございませんので、納税義務がある者ということと、町に対しての区長並びにいろいろな役をされている方の中からの選出ということでさせていただいております。

○議長（今泉正敏君） ほかにございますか。

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第38号、篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を引き続き大塚総務課長に求めます。

大塚課長。

○総務課長（大塚哲雄君） 説明いたします。

議案第38号

篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号第423条第3項）の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所： 篠栗町大字若杉376番地110

氏 名 : 松本秀治

生年月日 : 昭和 30 年 10 月 16 日

平成 25 年 9 月 9 日提出

篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

現委員の藤 憲作氏が、平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため
ございます。

履歴・経歴等につきましては裏面のほうに掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 10 時 30 分

平成25年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月11日(一般質問)

平成25年 第3回 定例会 会議録

日時 平成25年9月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原眞也 主事 高濱守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は、全員出席で会議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようお願ひいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様に議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願ひいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、横山でございます。

私は、まず初めに、カブトの森総合運動公園の管理について、とりわけその中でも緑地帯の管理状況に関する質問から行いたいと思います。

カブトの森は、御承知のとおり、平成12年度に完成した施設であります。施設内には、野球場、テニスコート、多目的グラウンド及び芝生広場があり、どの施設をとっても完成当時から利用者の皆さんに非常に人気が高く、特に町外の方によい印象を与え続けた自慢の施設だと自負しておりました。

確かに、これだけの施設を管理し続けることは大変なことは重々承知しております。しかし、森林セラピーなどを通し、町外の方を篠栗町に呼び込むことに力を入れている我が町にとって、カブトの森利用者に好感を持ってもらうことは重要なことであろうかと思っております。利用者に好感を持ってもらうには施設の管理を徹底することが不可欠であります。ですから、今回は、その重要であります管理について、その中でも特に、緑地帯の管理状況に絞って質問を行いたいと思います。

カブトの森において緑地帯の管理で時期的に大変なのは、雑草が伸びる春先から

秋口だと考えております。ですから、この期間には数回の草刈りを欠かすことはできないわけであります。特に、子供たちのスポーツ大会がメジロ押しになる夏休みに間に合うように、今まででは管理が徹底されていたと思っております。

ところが、ことしに限っては、私のもとに複数の苦情が届いております。一つには、緑地全体に雑草が繁っていること、二つ目は、多目的グラウンドの周囲に多量の除草剤が散布され、茶褐色に変色しているとの苦情であります。早速、8月16日にカブトの森に出かけ、私はこの目で確認してまいりました。

確かに、通報どおりかなりの期間、草刈りが行われていないため、雑草が茂り、多目的グラウンドとジョギングコースの間の緩やかな傾斜の緑地帯には除草剤が散布され、しかもそのまま放置された無残な状態がありました。この緑地帯には芝が張られていたわけですが、全てが枯れ果てておりました。恐らく、強い雨が打ちつければ斜面の土が侵食を受け、流出することは間違ひありません。

そこで、まずは教育長に、教育施設に多量の除草剤を使用したことについて、お尋ねをいたします。

社会教育施設でありますカブトの森に、どのような理由があろうと、多量の除草剤を使用したことは非常識だと考えますが、教育長の見解を求めます。

次に、町長にお尋ねをいたします。

今回の除草剤の使用を初めとする緑地帯管理の劣化は、単に担当課だけの問題ではないと考えます。なぜならば、十分な管理費が予算化されていたなら、恐らくこのようなことにはならなかつたと考えるからであります。したがつて、予算査定の決定権を有する町長に、カブトの森のこの現状をどのように受けとめてあるのかをお尋ねいたします。

また、除草剤の使用は、下流域の水田に悪影響を及ぼした恐れがあります。それゆえ、下流域の関係者に対し誠意ある説明と謝罪が必要だと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して、順次、答弁を求めます。

まずは、教育長からになりますかね。

郡嶋教育長。

○教育長（郡嶋正弘君） それでは、ただいま御質問のありましたカブトの森公園の
管理実態のうち除草剤の使用について、お答えをいたします。

御承知のとおり、カブトの森公園は平成13年にオープンいたしまして、ことしで12年を迎えたところであります。この間、スポーツ大会や個人・グループのスポーツ活動の場として、平成24年度は約7万2,000の方に御利用をいただきました。このような状況を踏まえまして、公園の管理につきましては、開園当初から利用者の便を最大限に図るとともに、安全で快適なスポーツ環境の整備に努めてきたところでございます。

しかし、当初から雑草には悩まされていました。そこで公園管理につきましては、インターロッキングや道路、駐車場、またはフェンスぎわの雑草を除去するため、開園当初から除草剤を散布してきました。今回お尋ねのあった除草剤も、農林水産省が認可しています_____という薬剤で、希釈を1対150の割合で、雑草が目立つ多目的グラウンド外周法面500平方メートルに散布したところであります。この_____の用途は、適用場所でございますが、公園や庭園に散布でないと表示されておりまして、土の中に浸透した薬剤は分解・消失し、無害化するという、自然環境に配慮されたものであります。しかし、除草剤散布後は変色も見られますので、散布の場所については、今後、十分配慮していきたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは続きまして、三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、まず1番目の質問のカブトの森公園の施設維持管理体制についてお答えいたします。

カブトの森公園は、シルバー人材センターと委託契約を締結いたしまして、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成25年度当初予算策定の際は、例年どおりの予算でカブトの森公園内の草刈りやグラウンド整備、施設内の維持管理をまとめた委託契約をすることとしておりました。しかし、予算確定後にシルバー人材センターから、「現場での指示命令権にかかる業務となる可能性があり、福岡県や福岡県シルバー人材センター事業連合会から是正するようにと厳重に注意を受けたことから、契約の見直しをしてほしい」との御相談がありました。

草刈り業務契約について、単価を時間単価から平米当たり単価への見直しをする必要があるとのことでございました。そうしたことから、関係者において協議を重ね、本年は予算を確定しておりますので、時間単価計算でこれまでどおり年間5回行うこととしておりました草刈り業務を同額で平米に換算し直して、年間2回に減らさざるを得ない契約となつたわけでございます。

シルバー人材センター自体も公益法人化していく中で、法にのつとった事業形態

にできるだけ速やかに移行していかなければなりません。そうしたことから、次年度予算案をつくるに当たっては、一部に残っている可能性もある、これまでのような実質派遣業務と見なされかねない役場の指揮命令下にある業務を全面的に見直し、作業ごとの請負業務に完全移行する必要があるわけでございます。

総合運動公園の草刈り業務をこれまでどおり年間5回とした場合、予算が500万円程度増加することとなります。今年度につきましては現行予算の範囲内で何とか維持管理を行い、業務の不足する分についてはカブトの森公園職員及び都市整備課、産業観光課の協力で対応してみようとの判断をしたものでございます。その結果、多少、維持管理に従来の丁寧さが損なわれているのではないかとの疑問をお持ちになる結果になったと考えております。

26年度におきましては、今年度の取り組み実績をもとに委託内容を検討し、予算計上したいと考えております。

除草剤の内容につきましては、教育長の答弁のとおりでございます。

○議長（今泉正敏君） 横山議員、再質問ございますか。

4 番、横山久義議員。

○4 番（横山久義君） まず、教育長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、カブトの森に関して、ことしで供用開始から 12 年目ということですが、これは 13 年目でございます、25 年度はですね、ということ、これはもう後、確認してください。

それから、除草剤を使用するときは、当然、一般の家庭でも使用するわけですから、農水省はいわゆる明らかに大きな害を及ぼすようなものは許可はしません。だから、許可がないから公共施設も使っていいということにはならないと思うんですよ。

ただ、教育長が言われたように、例えば石がいっぱいあるとこだと、なかなか草刈りがしづらいところもございます。そういうところは一応使われること、これ

なら私は許されると思うんですよね。しかし、今回の場合、周り全てに除草剤をされている。あくまでも多目的グラウンドを利用される方というのは、当然、目に入るわけですよ。ほかのところは緑なのに、その一帯が全て茶褐色で、しかも除草剤を使った後、草刈りをやってあれば、まだそれは少しは見られたかもしれませんけども、ですから、やっぱりそういうことは今後するべきではないというふうに思っておりますので、今後は恐らくされないと思いますので、その確認をさせていただきたいと思います。

それから、カブトの森でも町長にお尋ねしたいのは、確かに、今回使用された_____はいろいろと工夫された除草剤であることには間違いございません。しかし、草が枯れるわけですから、使い方というか、その量、あるいはまた使う時期、そういうものに関しては稻も枯らすこともあり得るわけですよ。ですから、やはり公共施設でこのようなものを使用したということになると問題が大きいかなというふうに思っておりますので、特に私に通報された方は、下流の水田で稻作をしてある方も含まれておりますんで、そこらあたりに対しての説明等も私は質問に入れておりましたけども、そのことに関しての回答がありませんので、その点をお願いしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 町長に対しての下流域の関係者に対しての説明をどうするのかということですね。

町長、どうですか。

○町長（三浦 正君） 教育長も一つ、除草剤に関する確認を1点、さきにございます。

○議長（今泉正敏君） まず教育長、どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） 基本的には薬剤に頼らないほうがいいと思います。ただ、先ほども申し上げたんですが、非常に作業効率というか、環境美化を進めるに当たってもその効率等もありますので、十分、使用側に配慮していきたいと、そういうようなことを考えます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、三浦町長。

○町長（三浦 正君） 私が受けた報告によれば、仮に当初から、このカブトの森につきましては、作業をしている区域によるかもわかりませんけれども、一部、除草剤を使って場内美化を図っていたという事実はあるわけでございまして、今回、その延長線上の作業の中で、議員が心配されるように除草剤をちょっとふり過ぎたんじゃないいかというようなことで、下流域の住民の皆様方も心配していらっしゃるということであります。私からも、もう一度しっかりその辺の事実確認をいたしました上で、下流域の農業関係者に対して必要であれば説明し、御報告することの用意はございますので、報告いたします。

○議長（今泉正敏君） 再々質問はございますか。

○4番（横山久義君） 今、町長が言われたことですが、下流の方には、必要があればじやなくて、ぜひ何らかの説明なり、そして今後こういうことが起きないようにするぐらいのことは伝えてもらいたいというふうに思っております。これは質問ではございません。要望でございます。

○議長（今泉正敏君） 先ほど質問議員と教育長の中でのやりとりの中で、薬品名、商品名が語られておりましたので、そこの部分は商品名をちょっと伏せさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に参ります。

それでは、質問順位 2 番、飯田浩二議員。

○ 2 番（飯田浩二君） おはようございます。議席番号 2 番、飯田でございます。一般質問をさせていただきます。

クリエイト篠栗（研修棟）の空調設備について質問いたします。

ことし 6 月に町民の方から、クリエイト篠栗の部屋を使用中に気温が 30 ℃ 近くになり、事務所へエアコンの使用を希望しましたが、規則で 7 月からしかエアコンは使えないと断られました。また、サークルの性質上、薄着にはなれず、熱中症になりそうだったと言われました。

これまでこのような苦情は社会教育課職員の方々は数多く受けられているのではないでしょうか。現在、クリエイト篠栗の空調設備は 1 部屋だけに冷房を使用することができない、館全体を一括して稼動させるという集中管理型の設備あります。そのために各部屋で自由にエアコンの使用ができません。クリエイト篠栗の使用料金についても、研修棟では 7 月から 9 月を夏季、12 月から 3 月を冬季として冷暖房使用料金、それ以外の月を基本料金として設定しております。地球温暖化が進む中、来年もことしのような 7 月、8 月の連日の猛暑日が 5 月、6 月、10 月でも気温 30 ℃ の真夏日を記録するかと思われます。

平成 24 年度の事業でクリエイト篠栗ホール棟の舞台音響設備改修を 2,738 万 8,000 円かけて実施されています。次は研修棟の空調設備をオアシス篠栗のようなパッケージ型の空調に改修してはどうでしょうか。パッケージ型にすれば、各地区公民分館で使われているコインタイマー式にもできます。コイン利用が可能になれば、夏季、冬季のエアコン利用に関する設定も必要なく、基本料金だけの設

定で済みます。研修棟を使用される町民の皆さんも自由にエアコンを使用でき、社会教育課職員への苦情も減ってくのではないでしょうか。

平成24年度成果説明書を見ましても、クリエイト篠栗の研修棟を利用される方も年々ふえてきております。これからもたくさんの方に楽しく快適に利用していくだけるよう、研修棟の空調設備の改善を望みます。

次に、町民球技場利用状況と借地料について質問いたします。

町民球技場は野球場として位置づけられているため、原則として野球以外の目的に使用することは許可されておりません。町民球技場は借地ですので、毎年、用地借地料を予算計上されております。22年度、23年度では207万2,000円、24年度、25年度では197万2,000円計上され、決算が24年度で182万4,000円支払われております。このように年間180万円以上の借地料を支払って野球だけしか利用できないというのは非常にもったいなく、ほかに有効利用できないものかと思います。

例えば、現在、老人クラブの皆様が熱中してあるグラウンドゴルフなど、町民球技場でも使用許可してはいかがですか。もし使用可能になれば、ただ競技に使うだけでなく、町民球技場の除草や清掃などの整理も、少年野球で利用している子供たちやその保護者、老人クラブの方々などが集まり作業することで、世代を超えた交流ができるのではないかでしょうか。

一方で、老人クラブの方が町民球技場を利用するには上からの階段を使用するとの危険性やトイレの利用、駐輪場、休憩所などの施設の整備、近隣の民家との問題など、いろんな諸問題をクリアし、計画を進めなければならないので、大変なこととは思います。ですが、老人クラブの方からも要望が上がっていますので、ぜひ御検討をよろしくお願いします。

以上2点、町長の考えをお聞かせください。

終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、飯田議員の御質問について、まずクリエイト篠栗（研修棟）の空調設備について、お答えいたします。

こしこは気温・湿度が著しく上昇いたしまして、6月に入り気温が30度以上になった日が5日間、湿度が75%を超えた日が20日間、そのうち85%を超えた日が11日ありました。図書館を含め冷房の要望が、事務室に入った分だけでも5

件ほどございました。

研修棟の使用料金は、篠栗町中央公民館設置及び管理に関する条例で定めておりまして、7月から9月までを夏季料金、12月から翌年3月までを冬季料金として、それぞれ冷暖房費用をそれに加えているものでございます。

6月にあった冷房の要望につきましては、空調設備がただいま議員御指摘のように、セントラル方式になっておりまして、個別対応ができないために要望に応えることができませんでした。そこで、今後は既存の設備で6月及び10月を冷房費を含めた使用料金に改正するか、あるいは今、御指摘がありましたような別途研修棟のみ空調設備を新設するかを検討いたしまして、クリエイト篠栗をより快適に利用いただけるように努めてまいりたいと考えます。

2番目の町民球技場利用状況と借地料についての御質問について、お答えいたします。

町民球技場は、昭和55年から町民のスポーツ振興、とりわけ野球の普及発展の場として借地をし、球技場として供用開始をしております。

現在の利用状況は、少年野球チームが毎週水曜・土曜日、大人のソフトボールチームが毎週水曜日、体育協会野球部が第2・第4日曜日に定期的に利用しております、その他一般申請を含めますと平成24年度は263団体、1万1,900名余りが利用されました。

町民球技場への出入り口は隣接した駐車場がないために、球場西側の駐車場から高低差約13メートルの階段を利用してのぼりおりをしていただいております。

御質問のグラウンドゴルフを含めた野球以外の競技の使用許可についてでございますか、特に老人クラブのグラウンドゴルフの利用については、現時点では、のぼりおり等を解決しなければならない課題もございます。そこで、現状ではカブトの森公園多目的グラウンドを毎週水曜日に無料開放しておりますので、そちらを御利用いただくか、身近な行政区の健康広場で楽しんでいただければと思っております。

今後は、今、御指摘がありましたような課題解決に努めるために、町民スポーツの場の確保の観点からも、町民球技場の有効活用について広く検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 飯田議員、再質問ございますか。

2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 一つだけですけど、多目的グラウンド等の健康広場を使用す

るようになっていますけど、健康広場と多目的グラウンド、中町の健康広場をちょっと視察に、完成したのを見にいったんですけど、そのときに話があったのが、健康広場にどうしても木とかが植えられなくて、日陰もないような状況でしたので、あえて町民球技場をグラウンドゴルフの場という感じにしました。だから、もし健康広場とか多目的グラウンドを開放されて確かに喜んでおられますけど、夏は日陰がない状況ですので、健康広場はちょっと厳しいから、健康広場に日陰をつくられるようにするなり、何かどちらかの検討をお願いしたいと思います。それは要望でお願いします。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位3番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） 議席番号5番、大楠でございます。

水害対策における水路整備事業を問うということで質問をいたします。

水害対策として、現在、篠栗町内において、2地区において水路改修工事が進められています。津波黒地区水路改修工事と尾仲乙犬地区水路改修工事であります。この地域は、豪雨時において浸水常襲地域であり、今まで何回となく浸水被害を被っております。

近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象で、各地で竜巻やゲリラ豪雨、集中豪雨が発生し、大きな被害をもたらしています。篠栗町においても平成21年7月に1時間降雨量100ミリを超える豪雨が発生し、2名の尊い人命を失った災害を思い起こします。

このような状況の中、水害対策におけるこの水路改修事業は大変有効な事業であり、地区住民の方は早期の工事完了を望まれていることと存じます。まず、この水路改修工事の概要、工事内容、経過年数、水路距離、予算額、補助金の有無の説明と進捗状況をお尋ねいたします。

8月の末から9月初めに相当量の雨が篠栗町にも降りましたが、増水後の状況はどうであったか、お尋ねをいたします。

他の自治体では、地下等に調整池を建設して浸水対策に効果を上げていると聞いています。隣の粕屋町では、浸水対策として調整池を役場駐車場地下に2,100トン、事業費2億5,300万円、図書館駐車場地下に3,450トン、事業費3億5,500万円、今年度は長者原地区に建設中と伺っています。また、事業費が社会資本整備総合交付金の50%の補助対象事業とのことであります。

このような調整池の思案は町としてされましたか。また、今後、浸水対策として大いに考えられるべきことではないかと思います。町長の見解を尋ねます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、水害対策事業についての御質問にお答えいたします。

津波黒地区の水害対策については、平成17年度より、関連する水路施設の整備として高田地区の自動転倒ゲート設置工事を、平成18年度に津波黒流田地区の水路改修工事を実施し、延長約270メートルの水路改修を行っております。また、本事業としての水路改修は、平成19年度より多々良川合流部より整備を開始いたしまして、道路内に副水路としてボックスカルバート幅2メートル、高さ1.5メートルを布設いたしまして、平成24年度までの6年間に改修総延長約410メートルのうち約350メートルが完了しております。本年度残りの約60メートルの改修をもって事業完了の予定でございます。

なお、総事業費は2億7,600万円程度になる見込みでございます。

尾仲乙犬地区水害対策は、既存水路の拡幅改修を実施するものとし、平成23年度より着手して、現在3年次目を迎えているところでございます。水路幅員2メートル、高さ1.5メートルに改修するものといたしまして、現在、約60メートルの改修が完了いたしまして、本年度約34メートルの改修を予定しております。現在、事業費は7,200万円程度で、全体事業延長は1,230メートル程度ございまして、継続事業として、まだ相当年数を要するものでございます。できるだけ短い期間で終わるよう計画をしてまいりたいと考えております。

なお、両事業は、起債事業により実施しているところでございます。

8月末から9月の初めに、台風などの影響により降雨がございました。一部が供用されております津波黒地区においては、特に目立った状況はございませんでしたが、施工中の尾仲乙犬地区においては、道路などへの一部冠水が確認されておりまして、進捗の迅速化を痛感しているところでございます。

ただいま議員から指摘がございました水害対策の工法としての地下の調整池等の工法、これも挙げられますし、私どもも何度も何度となく検討してまいりました。この工法につきましては、比較的にまとまった用地が必要であることや、地下埋設構造物としてのコストに加え、一時貯留による堆積土のしゅんせつなどのメンテナンスコストなども考慮する必要があり、経済比較の中で、現工法を採用するに至っているところでございます。

しかしながら、今後の豪雨災害の状況や発生箇所によっては、この工法を選択す

るケースも予想されます。また、今後、これらの予算につきましても、町の財政をかんがみながら、補助事業の採択により、町にとって有利な、また早期に完了を図るための方策は何かということを積極的に調査実施してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君）　再質問ございますか。

5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君）　再質問いたします。

津波黒水路のほうは残りが60メートルということで、今年度終わる予定ということでございますが、尾仲乙犬水路のほうは、現在、約60メートルと。あと総延長が1.2キロということでございますので、相当な年数と費用がかかるのではないかと思っております。

なお、両事業は起債事業ということでございますが、起債の内容を教えていただきたいと思います。

それから、貯水池というのは、土地とそれなりの費用がかさむということでございますが、この水害対策におきましては、町単独の町単事業ではなくて、やはり有利な補助金を何とか執行部のお骨折りによって見つけていただきたいということと、やはり町だけでは解決できない問題があります。隣の粕屋町、また、多々良川の問題等総合的に広域行政という観点で解決策を考えていかなければいけないと思いますので、その辺の見解も、三浦町長の考えを聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君）　起債の内容についての質問ですが。

○町長（三浦　正君）　また確認しまして、後ほど報告いたします。

○議長（今泉正敏君）　それでは、2番目の広域。

○町長（三浦　正君）　その他のことについて私から答弁いたしますが、まず最初の質問の答弁のときに言いました、60メートルが完了し、今年度、どうしてこれだけ狭い、ちょっとしたエリアだけなのかというところの説明を若干いたしますと、今、工法的に非常に難しい工法でございまして、資材関係を隣接市に置きながら工事をしておりますが、今、その隣接市を町内の中古車センターがあるところをお借りして入れております。

工事の期間が非常に短くなること等もありまして、今、県道を渡るところのカーブのところまでやっと工事が終わったところでございまして、今後は直線的なものをずっと進めていくことになりますので、今後は年度当たりの進捗状況も少し改善

されていくものと考えております。

それと、調整池の件につきましては、例えば私どもも、現在改修しておる水路の際には、例えば勢門小学校のグラウンドの地下につくってはいかがかとか、あるいは近くに宗教団体の広い駐車場がありますから、そこをお借りするような形でしてはどうかというようなことをいろいろ検討してまいりましたが、なかなかこれは非常に難しいものでございます。

そういうことから、先ほど申し上げましたように、水路の拡幅のほうが短期的にしっかりととした成果があらわれるということで考えて、工事に至ったところでございます。

そうは申しましても、今、お話がありましたように、いろんな要素も考えながら検討しろということでございます。これにつきましては、県土整備事務所の河川課と十分協議していきながら、これは川全体のことでございますので、私どもの町が全部良くなったら、隣の町がずっと停滞してしまうようなことになりかねないですから、いわゆる一番上流から川下までのことも含めて、県土整備事務所としっかり相談していきながら、今後、できるだけ皆様方の不安を早目に払拭できるよう対応で工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再々質問ありますか。

どうぞ。

○5番（大楠英志君） 要望です。

今後は町長の出番じゃないかなと思っておりますので、それこそ国・県あたりの人脈を生かしていただいて、有効な事業としていただきたいと思っております。

要望で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参りますが、1時間経過いたしましたので、11時10分まで休憩を挟みます。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） それでは、一般質問を再開いたします。

次に参ります前に、先ほどの再質の中で、村嶋財政課長から報告があります。

○財政課長（村嶋茂則君） 尾仲乙犬地区の水路改修工事の起債の件ですが、名称は自然災害防止事業債と申しまして、充当率が100%、交付税の算入率ですが、これは財政力によりますので、30から50の間なんんですけど、うちの場合は大体0.

5ぐらいの財政力指数ですので、40%前後になる見込みです。

津波黒地区の水路についても同様です。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 質問順位4番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 議席番号11番、後藤でございます。医療費削減対策について質問させていただきます。

当町では、住民が健康で生き生きと暮らすためにいろんな取り組みをされておられます。また、膨らんでいく医療費を抑制するため、いろんな事業展開もしてこられました。

しかしながら、平成25年6月14日に、データヘルス事業に関する政策の中で政府の発表した成長戦略「日本再興戦略」において、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持推進のための事業計画として、データヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとあります。

さらに、糖尿病性腎症患者の人工透析導入を予防する重症化予防事業等の好事例について、来年度内に横展開を開始できるよう、本年8月末までに検討を進め、結論を得た上で概算要求等に反映させるとしており、国民健康保険を初め全ての健保組合においても、新たな枠組みでデータヘルス事業に取り組むことを決定しています。

また、先立って行われた平成25年6月5日の成長戦略第3弾スピーチの中で安倍総理は、「レセプトに詰まっている診療情報、これを分析・評価すれば、健康管理につながる。さまざまなサービスを生み出し得る宝の山です」と明言されています。国はこの取り組みに対し、さらなる推進を自治体に求めてきております。

日本再興戦略会議での国民健康保険中央会、社会保険制度改革国民会議においても、先進事例として呉市モデルが資料として取り上げられております。当町も呉市モデルに学ぶことが多いのではと思い、質問させていただきます。

1番目、レセプトの点検と分析・その情報の活用について。

現在のレセプト分析は、複数記載された傷病名から主傷病が一つ選択され、主傷病として全ての医療費が計上されています。したがって、主傷病として選択されなかつた主病名の医療費を把握することができません。また、診療所などから以下レセプトに記載されている主病名は、今月受診した主病名以外にも、過去受診した主病名が継続されて記載されています。したがって、今、現在治療中の疾病が把握で

きません。このような中でレセプト点検分析、その活用はどこまで推進されるのか、お尋ねいたします。

二つ目、医療費の伸びが大きく、医療費が高額な疾病への対策について。

例えば、糖尿病腎症が重症化し、人工透析に移行する平均医療費は1人500万円かかります。糖尿病の危険因子や腎機能障害が進行している人を早期に発見し、生活習慣病の危険因子の重複や疾病の重症化を予防する対策、このような方への対策はどのようにされておりますか。

3番目、重複・頻回受診者、生活習慣病放置者等への適正受診に向けた訪問指導についての当町の現状をお伺いします。

重複診療とは、月1回、同一病名で3医療機関以上のレセプトがある人を差します。頻回受診は、1カ月当たり1医療機関に15回以上、または6カ月で25回以上の外来受診したレセプトがある人を差します。生活習慣病放置者とは御自身で受診を中断された方、そういった方への対応をどのようにされているか、お尋ねいたします。

4番目、ジェネリック医薬品の使用促進と患者への使用（削減額）の通知についてお尋ねします。

平成24年度の国のジェネリック医薬品目標が30%になったことから、国保も勧奨通知を始めた自治体がふえました。福岡市が11年秋から新薬との差額を書いた通知書を送付したところ、11年は25%だったが、12年度は切りかえた人の伸び率が30.7%、18年ぶりに赤字解消できたそうです。当町が使用促進と使用差額の通知はいつごろ始められますか。

5番目、最後の質問ですが、レセプトの電子化推進と医療費適正化に向けた分析の研究では、レセプト自体が医療費請求書のため、疾病ごとの医療費が把握できません。また、現在治療中の疾病が把握できないなどの問題点があります。そこで、これらのデータヘルス事業の全てを行う業者に外部委託を導入されてはいかがでしょうか。ふえ続ける医療費の抑制と病気を減らし産業を起こす、健康長寿社会をつくる、国の成長戦略の一翼を担うかぎりレセプト情報分析のIT化、そして保険事業です。こうした取り組みをして医療費削減に効果を上げている呉市の事例を一言紹介して終わります。

呉市では2008年、市町村単位の国保で初めてレセプトデータのIT化、点検、分析、ジェネリックの勧奨通知、訪問指導、こうした保険事業を行う民間業者に業務を委託し、現在、効果が出てきている。ジェネリックの勧奨通知は、5年目の5

3回で切りかえられた方が80%になったそうです。これらの取り組みが全国に広まれば、いろんな経済効果が見込まれそうだと書いてありました。ぜひ当町も民間業者に委託させていただきたいと思いますが、答弁をよろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（今泉正敏君） 答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の「医療費の削減対策について」の御質問にお答えいたします。

1番目の御質問の「レセプト点検と分析・その情報の活用について」でございますが、まず、レセプトの点検については、レセプト点検業者と委託契約をいたしまして、毎月1回、これは4日から5日かかるんですが、及び3カ月に一度、縦覧点検、レセプト3カ月分を同時に点検する業務でございますが、それを委託して行っているところでございます。

点検内容は、毎月点検では、①交通事故等第三者行為の抽出、②傷病名に適用する診療内容チェック、③診療開始日と病名開始日のチェック、④固定点数誤りのチェックなどあります。

縦覧点検では、①重複請求及び重複受診、②入院90日超または療養病棟入院患者の他通院のチェック、③調剤報酬レセプトの病名の突合等を行っております。

点検を行うことにより医療費の削減につながっておりまして、平成24年度の効果額は約1,300万円の医療費削減となっております。

次に、御質問の後段でお話がありましたレセプトの分析情報の活用については、現在のレセプト情報分析システムが欲しい情報を細部にわたって分析できるまでには至っておりません。十分に活用できないのが現状であります。今後の対応については、議員の最後の質問でお答えをしてまいります。

次に、2番目の「医療費が高額な疾病への対策」、「腎機能障害や生活習慣病の予防が必要な方への指導体制」、3番目の「頻回受診者、生活習慣病放置者への訪問指導」については関連性がありますので、あわせてお答えいたします。

医療費が高額となる疾患としては、脳血管疾患、虚血性心疾患及び腎障害が挙げられます。これらの疾患は多くの場合、自覚症状がないまま進行し、発症したらときには重症化している状態が多いために、高額な医療費がかかります。このような重症化疾患は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が大きな要因と言われております。実際には、篠栗町の現状として福岡県データと比較すると、虚血

性心疾患の割合が高い状況であります。さらに、虚血性心疾患の要因となる高血圧症や脂質異常症を併発している割合が高いということもわかつております。そのため、生活習慣病の予防は、適切な治療につなげていくことが大切でございます。

現在、オアシス篠栗での特定健診受診者については、結果説明を必ず面接形式で実施いたしております、保健師及び栄養士が保健指導を行っております。

血液検査データを経年的に比較し、自覚症状のない時期から必要な生活改善に取り組んでいただけるように働きかけております。また、治療が必要な方に対しては、医療機関に受診勧奨もしております。

また、平成24年度から、自覚症状のない時期から、適切な医療と保健指導が実施できるよう、かかりつけ医、腎内科専門医、行政の三者で連携した「粕屋地区CKD（慢性腎臓病対策）連携システム」、これを運用することで、腎疾患から人工透析へ重症化することの歯どめを図っております。

現在、重症化疾患の要因となる生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるために、特定健診の受診率向上に向け、電話での受診勧奨を行っております。今後の取り組みといたしましては、さらに訪問による受診勧奨及び生活習慣病未治療の方への継続的な保健指導を行うことで、重症化予防に努めていきたいと考えております。

次に、4番目の御質問の「ジェネリック医薬品の使用促進と使用通知」についてお答えいたします。

ジェネリック医薬品の使用促進については、窓口での対応時、また納付書発送時及び保険証発送時にチラシを同封するなどの対応を行っております。また、使用された方への通知は、毎月、はがきサイズの通知書を郵送しているところでございます。

最後に御質問の「データヘルス事業を外部委託しては」という点についてお答えいたします。

現在、福岡県国保連合会では、国の指針に基づいた「国保データベースシステム」、KDBシステムと言いますが、それを導入予定でございまして、今まで市町村単独ではなかなかできなかった部分を国保連合会がシステム化するもので、本年度10月から、一部のデータシステムが稼働するようになっております。

この国保データベースシステムは、国保連合会が診療報酬等の審査支払い業務及び保険者事務共同処理業務等を通じて保有している健診、医療、介護等に関する情報を総合的に活用することにより、保健事業に資する多角的な分析が可能となりまして、国・町が実施する保健事業や介護予防事業の充実・強化を支援する有益な情

報提供が可能となります。

特に、生活習慣病対策事業や疾病管理による特定保健指導などの事業支援に効果的でありまして、本町でも、業者への外部委託ではなく、この国保データベースシステムを活用し、さらなる医療費適正化事業を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 国保のデータベースを使って行っていくというお答えでしたけれども、それこそいろんな重症化に向かう患者さんに対しての電話とか、その指導とか、そういうことをこれからもなさっていかれるということと、データベースを使っていろいろ分析しながらしていくことで、本当に国保のこれからこの情報はいろいろ変わってきたなということはよくわかりますけれども、ただ、やっぱり町としても保健師さんというか、個人個人を深く縦に掘り下げて指導していくということにおいては、看護師さんなんかもふやかなきやいけないということもあるんですけども、そういったことで費用が結構かかるので、そういったことを進めしていくよりも、要するに、一気通貫何でもやってくれるという業者がおりますので、その業者が今、全国展開をしております。そういった業者が幾つかあるかと思いますけれども、そういったことも一応検討にしていただいたらどうでしょうか。
ちょっとそこら辺をお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 余り個別の営業をされては困るんですが。

○11番（後藤百合子君） いえいえ、それは先ほどの倫理条例のことによくわかっていますので、業者の名前は出しておりませんけれども、一気通貫して、分析、ITから全てやっていくという。

○議長（今泉正敏君） 先ほど当町の中では、そういったところにお願いしなくて、独自でやりたいという答弁でしたよね。そうだったでしょう。だから、そこで答弁が得たんじゃないんですか。

○11番（後藤百合子君） そこで再質問で、やはり保健師さんを。

○議長（今泉正敏君） だから再質問じゃなくして、それは要望としてされたほうがいいんじゃないですか。

○11番（後藤百合子君） 要望に切りかえましょうか。そうですね。

じゃあそういったことも要望としてよろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） ほかにないですか。よろしいですか。

○11番（後藤百合子君）　いいですよ。

○議長（今泉正敏君）　それでは、次に参ります。

質問順位5番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君）　議席番号12番、荒牧です。2問、町長にお尋ねいたします。

まず、1問目、現在の財政状況をどのように思っておられるかを問うということで、起債償還計画における平成29年度前後にピークを迎える一般会計からの投入額を平準化するために、平成24年度に借換債の発行が行われております。その際に、当初予定では12億円弱借りかえるはずだったものが、実際には6億600万円程度の借りかえが行われ、その予定との差額を含む7億7,000万円程度が繰上償還されております。

また、町長就任時よりしきりと地方交付税の算入額の減少を心配されておりましたが、実際には多少の上下はあるにせよ、緩やかながら右肩上がりで推移しております。

ここ数年の状況を見てみると、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率などの指標も改善傾向にあり、加えて、基金残高も21年度末からの3年間で約1億円増加しております。

町長は、初当選された選挙戦から一貫して町の財政健全化をうたってこられましたが、地方自治体の財政状況は絶対値でなく相対値で判断するべきで、私は、近隣町に比べてここ20年ほどは、我が町篠栗は良好な状態にあると思いますが、現在の状況をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。

2問目、避難所としての学校のあり方を問うということで、近年の地震や洪水による被害は想像をはるかに超えており、被災状況をテレビやネットで見ておりますと、避難場所そのものが倒壊もしくは流されてなくなっている場合もあります。また、避難所への支援物資が届かない状況も多々見受けられます。

我が町の場合は各小中学校も避難所に指定されておりますが、一般建築物とは違い、常日ごろが大勢の未来の宝物たちが学ぶ学び舎であり、有事の場合の町民の最後の砦ですので、なお一層すぐれた耐震・対物構造であるべきだと思いますが、どのような基準をクリアしているのか、加えて、ライフラインが絶たれたときに、過去の例からすると、おおむね3日ほど持ちこたえれば支援物資が届くようですが、生徒・児童の水・食料は備蓄してあるのか、お尋ねします。

また、猛暑も広義の意味で災害と思われますが、各小学校の校庭芝生化の折に、

地表の温度を下げる効果も説明されておりましたが、この夏も各地で熱中症の被害が相次ぐ中、その検証がなされておればお示しください。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対しての答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、荒牧議員の御質問2点について、順次、答弁をいたします。

まず、現在の財政状況をどのようにとらえているのかという御質問でございました。

議員がおっしゃいましたように、24年度におきましても、当初予定しておりました借換債の額11億580万円を6億580万円に抑え、繰上償還を7億7,086万5,000円行いまして、将来負担額の縮小と平準化に努めてまいりました。

24年度は前年度と比較いたしますと、地方交付税におきましては緩やかな右肩上がりで推移し、約6,000万円増加いたしております。景気の低迷により低下傾向にある財政力指数の0.502を除きますと、経常収支比率は88%と1ポイント改善され、実質公債費率も7.5%と0.1ポイント改善され、将来負担比率におきましては、数値上マイナスと改善傾向にあるわけでございます。

また、お話にもありましたように、基金におきましても、福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴います返還金5億6,600万円余りの積み増しを除きましても、3年間で約1億円増加しております、財政状況は、糟屋地区でも数値上では中程度で、健全性を維持している状況でございます。

しかしながら、これは何の努力もせずに現状があるわけでは決してございません。平成17年度に篠栗町新行財政改革大綱を策定し、平成21年度までの5カ年間で補助金の廃止や見直し、入札制度改革、機構改革、土地開発公社の解散などの大胆な行政改革を実施してまいりました。また、23年度からは、物件費の一部を一元管理し歳出削減を目指すなど、新たな取り組みも実施しております、そういった努力の上に現在の財政状況があるものと考えております。また、こうした行財政改革に御理解をいただき、受け入れていただいた住民の皆様の思いがあつて現在の状況であることを忘れてはならないと考えております。

景気の動向が不透明な現状におきましては、町民税などの增收は多くは望めません。地方交付税につきましても、経済対策などによる増加傾向は終わり、25年度におきましては、昨年度に比べ4,000万円ほど算定額が減少している状況でござ

ざいます。1,000兆円を超える債務を抱える国は、国際社会に向けて財政再建を行うと発信し続けております。来年度以降、地方交付税が順調に増加するとも思えない状況でございます。

町の事業といたしましても、来年度以降、篠栗駅東側自由通路事業も本格化してまいります。さらには、少子高齢化はさらに進行し、町の予算に占める民生費の増加は避けることができません。

後日、補正予算の審査で御説明いたしますが、24年度に市町村災害共済組合からの返還金で積み増しした減債基金等を財源に、25年度、26年度予定しております借換債の繰上償還をさらに行う予算を計上しております。

今後も、将来的に持続可能な町を目指しまして、町財政のさらなる健全化に努めていくことをお約束いたします。

2番目の御質問の避難所としての学校のあり方を問うという御質問にお答えいたします。

避難所に指定している各小中学校の耐震構造についてお答えいたします。

本町の小中学校6校では、平成17年度と18年度に耐震診断を行いました。その診断結果で、補強などの改修工事が必要と判断された建物については、平成19年度の篠栗中学校校舎の耐震工事をもって全て校舎は耐震基準を満たしております。この耐震基準につきましては、建物の総合的な耐震安全性にかかわる指標、I_s値をもとに判定されております。このI_s値は数値が大きいほど地震に強い建物と言えまして、国土交通省ではこの数値を0.6以上しておりますが、学校の校舎に関しましては、文部科学省がその重要性を考慮して、判定基準をI_s値0.7以上としておりまして、本町小中学校の校舎は全てこの基準をクリアしております。また、篠栗町内校舎の耐震診断結果につきましては、ホームページで公開しておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、備蓄食糧についてお答えいたします。

平成25年9月1日現在で食糧約3,500食、飲料水約1,400リットルを備蓄しております。大人1人が3日間に必要な分で換算いたしますと、食糧約390人分、飲料水約150人分となっております。これらは役場で一括管理しております、有事の際は町内の避難所に配給することとしております。学校を避難所として開設した場合も同様に配給することとしておりまして、特別に児童・生徒用として水・食糧を各学校に備蓄をするということは行っておりません。

次に、暑さと小学校運動場の芝生化についてでございますが、ことしの夏の異常

とも言える猛暑の中で、運動場の地表温度を下げる効果があらわれたところでございます。地表面と芝生校庭の温度差につきましては、町内小学校で1学期に測定しました結果、測定日の約半数で平均マイナス1.2℃前後の気温の差がありました。今後とも、運動場芝生の環境保全上の効果等を続けて検証してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） まず、財政的なもので、24年度の借換債を起こして平準化したにもかかわらず、25年度、26年度、27年度ぐらいの返済額に占める交付税の算入率というのが下がってないんですね。29年度以降は下がっていると。下がっていないということは、多分、消防のデジタル防災無線の分を新たに借り直した、その分がのつかつてきているんで、そうなっているんだろうと思いますが、果たしてそうなのか。もしそうであるとしたら、また駅前の自由通路、その他もちろんのつかつてくると、結局、また膨れ上がるということになるんで、その分、どこかで返済しないと、80億円の一般会計規模の中で10億円近くも毎年の返済というのは、これは形として非常に大きな額であろうと思いますんで、極論を言えば、まず事業をどれかやめてでも、5年なら5年、向こう7年なら7年で、その分の償還をここまでやるんだっていうのを先にやるべきだと思うんですが、そのあたりをいかにお考えかというのを一つお尋ねしたい。

2点目は、小学校に備蓄していないということなんですが、どこでどう分断されるかわかりませんが、弱者、要するに小学生、中学生がいるところに、ましてそしたら通常から先生や警備の方っていらっしゃるんで、備蓄はそちらのほうに僕はしておくべきと思うんですが、しかも、しておくとすると、ちょっと人数分的に少ないかなと思うんですが、そのあたりいかに思っていらっしゃるのか。

それと、三つ目の芝生化、それだけの効果があるといふんであれば、もっと別なところにも波及させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ただ、波及させるときに、今、現状として、小学校保護者の方々が負う管理の度合い、これが非常に重いような気がする。町長がおっしゃる協働の精神はわかりますが、あくまでも住民サービスというのは行政側が行うべきだと思いますんで、そのあたりをもう少し軽減できないものか、ここ3点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 最初の財政の問題につきましては、向こう5年とおっしゃい

ましたけれども、私は、これまでの8年の中で、どれだけ起債残高を減らしてきたかということを振り返ってまた御報告したいなと思いますが、約30億円程度は確実に減らしていっているわけでございます。

21年度は大変な災害が起こりまして、それで若干、起債をふやすことにもなりましたけれども、これまで新たな事業をほとんど行わずに健全化に努めてきた結果が今の財政力にあるわけでございまして、今後はしかるべき将来に向けてのいろんな取り組みも、財政力をしっかりと検討しながらやっていくつもりでございます。

2番目的小学校につきまして、備蓄を小学校でしたらどうかというようなことでございました。これについては、小学校が全て孤立して、小学校児童が全部動けない状況になって、そこでいわゆる食糧供給、水の供給が非常に危険だというような状況を現在想定しているわけではございませんで、いわゆる篠栗町内の災害というものは、多くは土砂災害に、あるいは豪雨災害によって一時的なものとして、避難所、学校、あるいは公共設備にしていきながら、先ほど申し上げました量の食糧・水を今、備蓄をし始めた。これも備蓄をしているわけでございます。

今、お話をありました小学校全部を備蓄しなければいけないんじやないかということは、一つの御意見として、私ども担当課でしっかりと検証してまいりたいと思っております。今後の課題としてとらえます。

3番目の芝生については効果があると、私も申し上げました。議員もおっしゃつてありましたが、ただし、住民の手を煩わせ過ぎているんじゃないかと。これは当初からそういうものでということの御理解をいただいて進めてまいりたわけでございまして、私は、今定例会の冒頭の中で、まちづくりというものは、町中、住民みんなでやるもんだと。要は、行政だけじゃなくて、町民の人たちの心に火をつけて、または町民の人たちが行政の職員にも火をつけて、みんなで火を燃やしながらまちづくりをしていこうじゃないかという、大きな概念に沿った取り組みと理解いただいて、これについては、今後もまた必要であれば、どこかの場所を芝生化することであれば、単に50センチ平方の芝生を全部買ってきて業者に植えさせることのようなことはせずに、やっぱりみずからの手で植えていくというようなことをしていくことになろうかと思います。

ただし、日常管理にやや手をとり過ぎているんじゃないかということは、確かに否めないところでございます。そしてまた、このように猛暑が続きますと、水をやるということ也非常に難しいわけで、芝生担当課というわけじゃありません。芝生を植えるための一つの作業チームみたいなものは行政で手分けしていく時期にも来

ているんではないかというふうに、今、小学校3校の管理をしております。あるいは児童館も、若干、芝生がありますし、最近、交番裏の芝生もあります。その辺のところの一体管理をしていく上での芝生の管理担当の配置等も、今後、来年度の予算を考える上で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 最初の交付税の充当率が下がっていないか、今、わからなければ、後日、そのあたりの正確なところを教えていただけますですか。それにまた、庁舎前の自由通路のことがのっかってくると結構な額になってくると思うんで、そのあたりを再度、今、わからなければ、後日お知らせください。資料の提出を求めて終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位6番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。本日は、FP相談導入の効果と税や料金の納付窓口一本化についてお尋ねをしたいと思います。

近年、一部の自治体で納税者の視点に立った収税という考え方から、ファイナンシャルプランナーによる納税相談、滞納整理への取り組みが行われております。

我が町でも、この4月からファイナンシャルプランナーによる相談が開始されました、その現状、効果についてお尋ねをいたします。

①ファイナンシャルプランナーを入れるとどのような利点や効果があるのか。

②相談件数はどのくらいで、ほかの自治体と比較してどうなのか。

③相談内容はどのようなものが多いのでしょうか。

④現在までの実績はどの程度あるのか。改善比率、今期納付額、納付予定額などを出せるものがありましたら、お答えをお願いします。

⑤ファイナンシャルプランナーによる相談を受けるには、ある程度条件が必要とのことを聞いております、その条件とはどのようなものなのか、また、その条件に該当しない場合はどのような対処をされてあるのかというのをお答えいただきたいと思います。

次に、税や料金の納付窓口の一本化についてお尋ねをいたします。

お隣の粕屋町では、平成22年に収納課を新設して、税金や各種料金の支払い窓口、行政からいえば収納窓口ということになりますが、これを一本化しております。納付する側からすると、町税や国保税、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、公

嘗住宅家賃ほかの料金の納付窓口が一つになりますて、料金の確認や問い合わせ、相談などの利便性が向上しますし、収納業務を行う側からも収納状況を一元管理でき、収納効率も上がると思われます。

我が町でも、住民の利便性向上のため、収納課を新設してはいかがでしょうか。効果を考えれば、導入する価値はあろうかと思われますが、いかがでしょうか、町長のお考えを伺います。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、村瀬議員の御質問の最初のFP導入の効果についてから答弁申し上げます。

ファイナンシャルプランナー相談事業は、平成21年度に佐賀県伊万里市において始まった事業でございます。会計管理、金融知識等に精通した専門家、ファイナンシャルプランナーを相談員として、納税者本人の同意のもとに納税交渉の場に同席し、納税の足かせとなっている家計問題を専門的知識等で解決して、納税に導く手法でございます。

本相談事業については、現在、福岡県内においては、宗像市、春日市、直方市、古賀市と私ども篠栗町の5自治体が行っております。町単位においては、福岡県内では我が町のみが取り入れているところでございます。

相談実績につきましては、8月現在で33名の方が相談を受けて、850万円弱の納税に至っております。改善率については約52%と考えております。今後も高額な納付予定額を見込んでおりますが、確定した金額でありませんので、この場では控えておきます。

相談内容については、借金問題、ライフプランの見直しが多数を占めております。また、本事業については、高額の納税効果だけではなく、同等に効果を上げているのは職員の資質の向上でございます。職員が納税相談の場において同席することにより、ファイナンシャルプランナーが持っている多くの知識を吸収し、自治体職員としての資質の向上を図ることができます。

ファイナンシャルプランナー相談を受ける条件については、原則的には何もございませんが、本事業については税金滞納の解決に向けた事業でありますが、現に、何らかの理由で生活にお困りであれば状況等を聞き取り、必要であれば消費者行政担当課、つまり産業観光課やその他担当部署と連携して解決を図ってまいります。

しております。住民の方が本当にお困りのケースでは、役所的な感覚、縦割り的な思考は一切考えておりませんので、安心して御利用いただければと思っております。

議員の皆様におかれましても、時には住民の方から税金の滞納を含む相談を受けられることがあると思います。その際は、税務課徴収係へファイナンシャルプランナーへの相談等についてのアドバイスをお受けいただければと思っております。

相談を受けるに当たって強いて条件を申し上げるとすれば、生活実情を腹を割つてお話しitただくことのみと考えればいいかと思っております。そうすれば相談員、職員が解決に向けて全力でサポートしてまいるというシステムであります。

2番目の納付窓口一本化の考えはという御質問でございます。

現在、篠栗町においては、税・料金といった公共料金等の支払いについては、各課の窓口で納付書の発行等を行っております。御指摘のとおり、窓口の一本化を行うことにより、住民の利便性の向上や、役場内部の業務効率化を図る上において、その必要性については十分認識しておるところでございます。ここ数年、他の自治体においても、収納を専門に扱う課を新設している市町村は多数ございますが、全ての債権を一元的に管理している市町村はほとんどないのが実情でございます。

この理由としましては、まず、各種公共料金等がそれぞれ異なった法律で徴収方法が定められているということであります。

例えば、町税、国民健康保険税については、主に地方税法、国税徴収法において、職員みずからが差し押さえ等の強制処分を行うことができる自力執行権の行使によって行なうことができますが、保育料、下水道料金等については、児童福祉法、地方自治法等の法律により、地方税法の滞納処分の例によって限定期に認められた自力執行権によって徴収いたします。また、水道料金、住宅使用料については、自力執行権の行使を認められておらず、法律に基づいて裁判所を通じて強制執行を行うこととなります。

このように債権の一元化に向けては、担当課員が関係法令の全てに精通し、状況に応じて徴収方法の調整を行う必要が出てまいります。もう1点は、独自の条例の制定が必要になってくるということでもございます。公共料金等の各種債権には、法令に定めるところにより、取り扱い並びに管理方法がそれぞれ異なっております。こういった異なる債権を一元的に管理するには、法令にて縛りのない部分において独自のルールをつくり、業務を円滑に進める基盤をつくる必要があるわけでございます。この独自のルールが町の債権管理条例になり、制定には全ての公共料金等の法的根拠を洗い出して、法令等の整合性を図りながら制定していくため、非常に膨

大な事務量と時間を必要とするわけでございます。

収納課を新設した市町村においては、予想以上の事務量の増加や準備不足により大変苦慮されておりまして、事務の停滞を招いたという事例を聞き及んでおります。こうした状況を踏まえまして、当町においては、一元管理を前提した収納課の新設を早期に行うことは、まだ時期が早いかというふうに思っております。

しかしながら、議員の御提案の趣旨であります住民の利便性の向上、業務の効率化は非常に重要なことでございまして、とりわけ公共料金等をお支払いいただく住民の皆様の利便性の向上を図ることは、私どもの責務として引き続き、この業務について研究していく課題があると考えておりますので、法令の取り扱いが同じ町税と国民健康保険税の一元管理など実現性がある範囲での検討を、2016年1月から導入される予定の社会保障、税番号制度に合わせて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 村瀬議員、再質問はございますか。

1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） F P相談についてですが、かなりよい効果が上がっているということで、現在は月1回程度の相談ということを聞いておりますが、今後、要望に応じて回数をふやすことが可能かどうか、その点を聞きたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） これは年度の契約によりまして、月1回ということでの予算計上をしております。現在のところ、当日フルに席を設けて、時間単位でちょうど埋まるというような状況でございますので、当面はこの月1回ペースでの相談回数で十分であろうかと思いますが、今後どういうふうな形にしていくか、先ほど申し上げました職員も同様の相談を受けられるようなレベルにしていくこともあわせながら、住民の皆さん方の御要望にお応えできる体制をつくっていきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 再質問ございますか。

○1番（村瀬敬太郎君） 終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時57分

平成25年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月20日(採決)

平成25年 第3回 定例会 会議録

日時 平成25年9月20日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原眞也 主事 高濱守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月 11 日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりましたので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

また、議員提案で発議案が 2 件と意見書案が 2 件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第 1 、議案第 39 号、篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） おはようございます。御報告いたします。

議案第 39 号

篠栗町子ども・子育て支援会議条例の制定について

本議案は、子ども・子育て支援法が平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から一部施行されたことに伴う篠栗町子ども・子育て支援会議の設置に関し、必要な事項を定める条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

子ども・子育て支援法は、1人1人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援給付を含めて、子供並びに子供を養育している者に必要な支援を行うよう定められています。特に市町村には、同法第 77 条第 1 項により、合議制機関を設置することが努力義務とされています。

条例案は、同法に基づき篠栗町子ども・子育て支援会議に関する設置、組織体制、会議、委任等について定めています。

なお、本条例は、平成25年10月1日から施行され、施行後及び任期満了後、最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するとされています。

委員から、次世代育成支援対策地域協議会を継続して開かれるのか、という質疑があり、現在の協議会は平成17年度から10年間の时限立法であり、26年度に終了するため、それにかわる会議であるとの回答がありました。また、子ども・子育て発足後における住民ニーズ調査の対象範囲はとの質疑があり、小学生以下の子供を持つ親を対象にランダムに調査するとの回答がありました。また、できるだけ早期に調査を実施するようにとの意見がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第40号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員長（松田國守君）　おはようございます。報告いたします。

議案第40号

篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに関連し、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部

を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたとこに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容の一つ目は、金融所得課税の一体化であります。

これは、成長による富の創出に向けた税制措置の一環として家計の安定的な資産形成を支援するため、従来の仕組みを拡充し、今まで損益通算は、上場株式の配当等及び譲渡損益の間でのみ認められていましたが、今回の改正により特定公社債の利子等及び譲渡損益まで損益通算範囲を拡大することとなつたものです。

二つ目の改正の内容としては、個人住民税の年金特別徴収制度の見直しであります。

これは、年間の徴収税額を平準化するため、仮徴収税額を前年度の年税額の2分の1に相当する額とするものであります。

なお、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。

ただし、年金徴収制度については、平成28年10月1日から施行するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第41号

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、特定公社債等利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたことと、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式と一般株式に改組されたことに伴う規定の整備であります。

なお、本条例は平成29年1月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号、篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第42号

篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成26年1月1日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国税の見直しに合わせ、延滞金の割合等の特例が見直され、利率が引き下げられたことに伴う規定の整備であります。

延滞金の特例として、「延滞金の年14.6パーセントの割合」にあっては、「特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」とし、「年7.3パーセントの割合」にあっては、「特例基準割合に年1パーセントを加算した割合」に引き下げるものであります。

なお、本条例は平成26年1月1日から施行され、改正後の篠栗町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第43号、篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第43号

篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本議案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成26年1月1日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国税の見直しに合わせ、延滞金の割合等の特例が見直され、利率が引き下げられたことに伴う規定の整備であります。

延滞金の特例として、「延滞金の年14.5パーセントの割合」にあっては、「特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合」とし、「年7.25パーセントの割合」にあっては、「特例基準割合に年1パーセントを加算した割合」に引き下げるものであります。

なお、本条例は平成26年1月1日から施行され、改正後の篠栗町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例によります。

また、本条例は都市計画事業として実施している公共下水道事業でありますので、延滞金の率としましては、「都市計画法」第75条第4項により、「年14.5パーセント」となっております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第44号、平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第44号

平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 111億8,828万9,687円

歳出総額 109億1,078万1,312円

歳入歳出差引額 2億7,750万8,375円

翌年度へ繰り越すべき財源は、

繰越明許費繰越額 615万7,000円

実質収支額 2億7,135万1,375円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7、議案第45号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第45号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものであります。

歳入総額 29億3,516万7,729円

歳出総額 30億1,423万6,890円

歳入歳出差引額 マイナス7,906万9,161円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、

実質収支額 マイナス7,906万9,161円です。

詳細につきましては決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8、議案第46号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第46号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものであります。

歳入総額 3億1,826万9,352円

歳出総額 3億1,629万3,482円

歳入歳出差引額 197万5,870円

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、

実質収支額は 197万5,870円です。

詳細につきましては決算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9、議案第47号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第47号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 9億9,303万7,770円

歳出総額 9億7,539万3,689円

歳入歳出差引額 1,764万4,081円

翌年度へ繰り越すべき財源は、

繰越明許費繰越額 956万6,550円

実質収支額は 807万7,531円です。

詳細につきましては決算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10、議案第48号、平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案も、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○決算特別委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第48号

平成24年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成24年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を平成24年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成24年度篠栗町水道事業会計決算について別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

これは、「剰余金の処分について」を前年度は地方公営企業法の一部が改正されたことにより、別の議案として議会の認定を求められたものですが、「剰余金の処分は決算の認定と連結しております」ので、今年度からは、「剰余金の処分及び決算の認定」を同じ議案として議会の認定を求められたものであります。

収益的収入額（税込） 4億6,669万9,864円

収益的支出額（税込） 4億6,112万4,174円

当年度純利益（税抜） 308万6,220円

前年度繰越利益剰余金 12億9,198万7,179円

当年度未処分利益剰余金 12億9,507万3,399円

地方公営企業第32条第2項の規定に基づき、議会の認定を求められた
剰余金処分 300万円

処分後の繰越利益剰余金 12億9,207万3,399円です。

次に、

資本的収入額（税込） 0円

資本的支出額（税込） 1億4,338万8,154円

資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,338万8,154円は、損益勘定留保資金等で補填しております。

詳細につきまして、決算特別委員会において慎重な審査がなされておりまますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11、議案第49号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第49号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億4,822万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,153万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、

地方交付税のうち普通交付税9,326万7,000円を、

県支出金のうち児童福祉費補助金980万9,000円を、

繰入金のうち減債基金繰入金5億円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円を、

繰越金1億7,135万1,000円をそれぞれ増額補正し、

国庫支出金のうち児童福祉費委託金433万4,000円を、

町債のうち借換債（平成15年借入分）1億630万円をそれぞれ減額補正する

ものです。

歳出の主なものにつきましては、

総務費において、消防会館外壁工事等 1,050 万円の増額

農林水産業費において、青年就農給付金事業費補助金 150 万円の増額

商工費において、観光施設管理費 1,203 万 9,000 円の増額

土木費において、乙犬切通線用地購入費（残地分）854 万 1,000 円の増額、

山手一ノ瀧線改良工事に伴う用地費・移転補償費等 8,353 万 9,000 円の

増額及び河川維持補修工事（立花井堰外水門 2 カ所）740 万円の増額

消防費において、柏屋南部消防本部分担金 493 万 1,000 円の増額

公債費において、償還金利子及び割引料（繰上償還）5 億 8,490 万 4,000
円の増額

繰出金において、公共下水道特別会計繰出金 400 万円の減額が主な補正であります。

債務負担行為では、平成 24 年度柏屋南部消防組合分担金 99 万 5,000 円が追加されております。

地方債では、臨時経済対策事業借換債が廃止され、臨時財政対策債の起債の限度額が変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第50号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,752万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,625万4,000円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、国県交付金等の額の決定によるもの、歳出予算においては、後期高齢者支援金等402万5,000円の増額や平成24年度の保険給付費等の精算に伴う償還金3,516万8,000円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議がされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
以上でございます。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第51号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第51号

平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ975万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,854万3,000円とするものです。

補正内容は、平成24年度の保険料・滞納繰越額の歳入確定に伴い、歳出予算においては、後期高齢者医療広域連合納付金963万7,000円の増額が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第52号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤百合子君）　御報告いたします。

議案第52号

平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 19万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 8億7,829万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、公債費の見直しによるもので、資本費平準化債の借り入れの償還期間を 30 年から 20 年に短縮したため、元金を 67 万 2,000 円増額、利子を 47 万 4,000 円減額するものであります。

また、見積もりの結果により特別措置分の借入先を変更しており、利子の差額についても見積もりの結果であります。

歳入の主なものは、町債であります流域下水道事業債の 400 万円が増額されましたので、一般会計繰入金の 400 万円を減額し、歳出の調整として下水道使用料を 19 万 8,000 円増額しております。

地方債補正につきましては、流域下水道事業債 400 万円の増額です。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審議がなされておりますで、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。
終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　全員賛成と認めます。

よって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 15 、選挙案第 1 号、糟屋郡篠栗町外 1 市 5 町財産組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙案第 1 号を事務局長に朗読させます。

清原議会事務局長。

○議会事務局長（清原眞也君）

選挙案第 1 号

糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会議員の選挙について
地方自治法118条並びに組合規約第5条及び第6条第1項の規定により、組合
議会議員1名の選挙を求める。

平成25年9月9日提出
篠栗町議会議長 今泉正敏

(提案理由)

平成25年10月24日をもって任期満了となるため。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選
にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名推選については、申し合わせにより議長が指名いたします。

糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合議会議員に三浦 正氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました三浦 正氏を糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合
議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました三浦 正氏が糟屋郡篠栗町外一市5
町財産組合議会議員の当選人と決定しました。

それでは、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合議会議員の氏名、住所、
生年月日を申し上げます。

氏 名 三浦 正

住 所 糟屋郡篠栗町大字尾仲38番地

生年月日 昭和29年8月21日

以上でございます。

日程第16、請願2号、「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」
を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

請願 2 号

「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を
国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

本請願は、篠栗町大字和田 910-175、一ノ瀬治茂氏より提出されたものであります。

主な請願内容は以下のとおりです。

平成 24 年度は加配措置とはいえ、小学校 2 年生の 35 人以下学級が実現しました。さらに 12 年ぶりとなる定数改善計画において、文部科学省は平成 25 年度からの 5 年間で中学校 3 年生までの 35 人以下学級を実現する方針を打ち出しました。その上でこの計画の実現に向け概算要求を行いましたが、小学校 3 年生以上の 35 人以下学級化については、今後の検討課題とされました。

文部科学省が平成 22 年に実施した調査の結果では、「小中学校の学級規模」として、保護者の 6 割以上が 26 人から 30 人の規模が望ましいという意見を挙げています。このように、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。

また、憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても、誰もが一定基準の教育を受けることができるということです。三位一体改革では、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件格差も生み出しています。

そこで、平成 26 年度政府の予算編成において、

1. 少人数学級を推進すること。当面、小学校 3 年生以上の 35 人以下学級を早期に実現すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見の提出を求められたものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君）全員賛成と認めます。

よって、請願2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17、意見書案1号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君）異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第2号、道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

本案は、全員による審議がなされておりますので、直ちに討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君）賛成多数と認めます。

よって、意見書案（第2号）号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第4号、篠栗町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、発議第5号、横山久義議員に対し反省を求める決議を議題といたします。

横山議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

(横山議員 退場)

○議長（今泉正敏君） それでは、会議規則第39条の規定により、提出者、阿高紀幸議員に説明を求めます。

阿高紀幸議員。

○10番（阿高紀幸君） 横山久義議員に対し反省を求める決議。

9月定例会の一般質問において我々議員が知ることになった横山久義議員の町職員に対する言動、明らかに政治倫理条例第3条政治倫理基準第1項、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、これに抵触するものと考える。

横山議員が税務課職員に対して行った税滞納者への便宜を図るような、「落としどころはないだろうか」や「延滞金を免除できないか」などの言動は、議員として地位の影響力を不正行使したものであり、決して許されるべきではない。この言動は、税滞納者への利益誘導ともとられ、今後、町職員は議員の圧力を恐れ、公正な職務を遂行できなくなるおそれがあると考える。

また、このことは、苦しみながらも真面目に税金を納めている町民に対し、町民全体の代表者であるべき議員としての信頼、信用を大きく失墜させるものであり、9月11日の議会全員協議会の場においても反省の姿勢を示さない横山議員は、議会議員として常識を疑わせるものである。町民の付託を受けた我々議員は、1人1人が議会の使命と議員の職責を認識し、品位ある議会運営、議員活動を実践し、二元代表制の一方の担い手として町民全体の福祉の向上と町政の活力ある発展を目指し、その実現に懸命に努力しなければならない。

横山議員の今回の言動は、篠栗町議会として看過できない重大な問題であると受けとめ、横山久義議員に対し、責任の重大性を自覚し、反省を求めるものである。

平成25年9月20日

篠栗町議会

終わります。

○議長（今泉正敏君）　ただいま提出者の説明が終わりました。

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まずは反対の討論から参ります。

反対討論のございます方。

次に、賛成討論のある方。

7番、阿部寛治議員。

○7番（阿部寛治君）　議席番号7番。阿高議員の賛成討論をいたします。

皆様もよく御存じのとおり、横山議員は、本町で町長を2期8年務められています。その経験をもとに篠栗町議会議員の誰よりも高い見識と良識、倫理観、道徳観を兼ね備え、町発展のために尽力されると期待していました。しかし、今回の税滞納者問題についての言動は決して看過できない問題であると私も考えます。

納税は国民、県民、町民の義務であります。その義務を怠った税滞納者に議員が介入することは、町民に対し公正かつ公平感が成り立ちません。

以上の理由で、阿高議員の賛成討論とします。

終わります。

○議長（今泉正敏君）　次に、反対討論のございます方。

次に、賛成討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第5号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君）　賛成多数と認めます。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

横山議員の入場を許可します。

（横山久義議員　入場）

○議長（今泉正敏君）　改めて、横山議員にお伝えいたします。

発議第5号、横山久義議員に対し反省を求める決議については、ただいま賛成多数で可決されたことを報告いたします。

次に進めます。

日程第21、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、招集日に配付しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、常任委員会の閉会中の調査結果についての質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成25年第3回定例会の閉会に当たり御挨拶申し上げます。

長期間にわたる審議、まことにありがとうございました。

平成24年度決算の認定や平成25年度補正予算など、上程いたしました16議案全てについて可決いただきましたことに感謝申し上げます。

第3回定例会の会期中の9月12日に私は、第24回福岡アジア文化賞授賞式に出席いたしました。

福岡は、古くから日本の窓口としてアジア諸地域との交流において重要な役割を担ってきました。このような福岡の特性を踏まえて、アジア地域のすぐれた文化の振興と相互理解及び平和に貢献するため、1990年に福岡市、学会、民間が一体となって福岡アジア文化賞が創設されたことは皆様よく御承知のことと思います。今年度の大賞は、篠栗町からも国際交流に役立てばとの思いで、毎年、寄附を続けているペシャワール会の代表、中村 哲先生に贈られました。

中村 哲先生は、パキスタンとアフガニスタンで30年にわたり、患者、弱者のための医療や開拓・かんがい設備などの民生支援の活動を続けてこられました。現地での経験に基づく深い思索と発言・著作は、異文化の理解と尊重を求め、真の平和構築を目指す知的営為として国際的に高く評価されております。先生が代表を務められているペシャワール会のホームページを開くと、一番に「誰もが押し寄せるところなら誰かが行く。誰も行かないところこそ我々は必要とされる。」の言葉が飛び込んでまいります。そうした、この言葉を読んだ誰の心をも揺さぶるような絶対的使命感のもとに、30年間、そして、これからも現地活動を続けられる先生のお姿に、感動を覚えずにはおられません。

受賞後のインタビューで、「先生の30年にわたる現地での活動を導く原動力は何か」との質問に、「私の活動の原点は二つある。義理と人情と、もう一つは人間としての心構え」と、まことに爽やかな笑顔でお答えになったことが大変印象的であります。30年間、医者として、またフィールドワークを続けられている一人の人類学者として大変尊敬いたします。そして、今回の大賞受賞を心からお祝い申し上げます。

さて、平成24年度決算の認定を受けました。一般会計決算の総括をしますと、経常収支比率は88.0%と昨年より1.0ポイント改善いたしました。しかし、昨年も申し上げましたように、目標とする80%台半ばまでの道のりは険しいものがあります。平成25年度以降も、限られた財源を有効に、そして効率的に配分し、さらなる健全財政を目指してまいりたいと考えております。

また、0.502と糟屋地区他市町より低い財政力指数を何としても地区内平均値0.669という数字になりますが、底上げしたいとの思いを強くしております。単純計算しても、自主財源を10億円以上、継続的に上乗せできていかないと、つまりその程度の税収等の増加を見込めるような政策を打っていかないと、財政力指数はここまで改善できません。現在進めております都市計画マスタープランの修正や篠栗町の個性を創造するための各事業の成果の積み重ねの先に結果としてついて

くるように、具体的な長期ビジョンを今後お示ししたいと考えております。

地方分権が一段と進展するこれからの中、町の個性をいかにつくるかがこれからのまちづくりのキーポイントであるといつても過言ではありません。たびたび申し上げてますが、これまで長い期間そうであったように、他の自治体がやっていようとおりの護送船団方式の自治体運営が行われ、横並びこそよしとする時代は早晚終焉を迎えます。これからはいかにして個性を創造するか、そして、それに向かって考え、行動していく中に、職員も住民もいかに喜びを感じができるかが大事なポイントであると考えております。このことを私は、昨年の第3回定例会閉会挨拶の中で、21世紀型の「新しい公共」であると申し上げました。しかし、なかなかこの概念は、自分自身で話しておりながら、抽象的で難しいなと正直思っておりました。

そうした試行錯誤の中で見つけたヒントが、地方分権の父とも言える西尾 勝先生の近著「自治・分権再考－地方自治を志す人たちへ」の一節にございました。

「『まちづくりは、市区町村の役所・役場が行うもの』という固定観念を捨てなければならない。住民も職員も誤解しているのであるが、『まちづくりはまちぐるみで行うもの、そうでなければ決して成功しないもの』というように発想を改めるべきなのである」と書かれています。

本定例会諸情勢報告の中で申し上げた内容を繰り返しますが、「自治」とは、そして「まちづくり」とはと自問を繰り返し、地域の諸課題に対する自治体としての町の対応が間違った方向に踏み外さないように、地域住民の真のニーズをできるだけ迅速機敏に察知し、対応できる自治を目指して進めていく。あわせて自治体概念の限界を取り払うべく「まちづくりは町ぐるみで行ってこそ成功する」との信念を持つことの重要さをかみしめながら、町民の皆様の心に火をつけ、そして、またそうした思いの町民の皆さんによって町職員の心に火がつき、その炎が燃え盛っていく、こうした篠栗町にしてまいりたいと改めて考えております。

先ほど議員の皆さんにおいて決議された点も含め、行政、議会が憲法の定めるところによる「全体の奉仕者である」との自覚のもとに、九州の、福岡の篠栗町ここにありとの思いで、今後とも、ともに諸課題に取り組んでいかなければならぬと考えております。

これからの中、私も議会議員の皆さんも、篠栗町のさらなる発展のためにともに汗をかく仲間として、町民の皆様から選挙で選ばれたからには、中村 哲先生のお言葉にもあったように、「人間としての心意気」を見せようということで進めて

いこうではありませんか。今後ともよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、平成25年第3回定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。皆様、長期間、どうも御審議ありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

篠栗町議会議員

飯田 浩二

篠栗町議会議員

横山 久義